

第 6 回検討事項

目次

- 1 検討項目
 - ・ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組（案）【項目(10)】
- 2 現状・取組
- 3 課題
- 4 方向性
- 5 指標

令和 6 年 6 月 14 日

こども未来局こども家庭課

1 検討項目

【国が求める新たな策定要領 ※詳細は国資料参照】

■ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実情把握、把握すべき内容、手段（施設職員・里親を通じた SNS 等での連絡、社会的養護経験者同士の繋がり等の活用等）、見込数
- ・把握した見込数を踏まえた児童自立生活援助事業の実施箇所数（自立援助ホーム以外で実施可能となったため、管内施設等の状況を踏まえた事業類型ごとの事業実施箇所数を計画）
- ・把握した実情と支援関係者等からの情報により社会的養護自立支援拠点事業の整備を計画（関係機関と円滑に連携する体制づくり、一時避難的かつ短期間の居場所提供も検討）
- ・機関連携による支援体制、経験者を構成員に含む社会的養護自立支援協議会等を積極検討

2 現状・取組（青字は、今年度(R6)取組）

- ① 「福岡市児童養護施設等入所児童進路指導要綱」に基づき、就職支度金及び大学等進学支度金を就職・大学へ進学した児童1人につき、45,000円を支給
- ② H30～社会的養護自立支援事業開始にあたって、**社会的養護自立支援員**を児相に配置
- ③ R3～ 児童養護施設、母子生活支援施設、自立援助ホームに**自立支援担当職員**を配置
- ④ R6.4～**児相の家庭移行支援係を自立支援係と名称変更し、自立を見据えた支援を開始**
- ⑤ R6～ **自立援助ホームを増設予定（3→4）**

3 課題

- ① 社会的養護経験者等のニーズの把握及びニーズを踏まえた資源の必要量の算出
- ② 社会的養護自立支援事業実績を踏まえ、年齢要件緩和に伴う運用体制・基準の整理が必要
- ③ 児童自立生活援助事業について、児童養護施設での居室提供等（自立支援員の役割含む）と自立援助ホームの役割分担（対象、支援内容など）の整理が必要

4 方向性

- ① 必要量に応じた児童自立生活援助事業の整備を行う
- ② 児童自立生活援助事業について、社会的養護自立支援事業（社会的養護自立支援員含む）と児童養護施設等のアフターケア（自立支援員含む）機能を整理して計画する
- ③ 社会的養護自立支援拠点事業等について、国や他の自治体の動向を見ながら検討する。

5 指標

- ① 児童自立生活援助事業の実施箇所数及び入居人数
- ② 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数
- ③ 社会的養護自立支援協議会の設置も含めた連携体制の整備状況